

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

[09]
2022

9/1は『防災の日』です。今年も大雨などによる災害が各地で発生しています。自社の防災対策は万全ですか・・・8/25号メルマガでご紹介した『BCP（事業継続力強化計画）』策定～認定申請にもチャレンジしてみませんか！どうぞお気軽に、TFSコンサルティンググループまでお問い合わせくださいませ。



変わる？ それとも変わらない？ 令和4年分の年調関係書類

- ◆産後パパ育休の申出を1ヶ月前までとするための労使協定
- ◆事業継続計画の策定状況と重視するリスク
- ◆eラーニングの利用状況

変わる？ それとも変わらない？ 令和4年分の年調関係書類

税制改正等に伴い変更を予定している年末調整関係書類が、7月8日付で国税庁から公表されました。令和4年分の年末調整関係書類の変更点を確認します。

変更予定の年調関係書類

(1) 年度修正程度のもの

公表された変更予定の年末調整関係書類のうち、令和4年分の年末調整に直接影響するものは、次の書類です。これらは年度修正が予定されている程度の変更です。

- 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

(2) (1)以外にも変更があるもの

(1)の他、『令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』についても、変更が予定されています。

給与所得者の扶養控除等申告書(以下、マル扶)は、原則、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出をします。そのため令和5年分のマル扶は、令和4年分の年末調整と関係ありません。しかし、令和4年分の年末調整時に令和5年分のマル扶の提出を受けておけば効率が良いため、同時期に提出を促すケースが多いです。

令和5年分のマル扶の変更点は、年度修正以外に主に次の2つがあります。

- 国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴う修正
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の新設

いずれもすべての方に影響のある変更ではありませんが、マル扶の見た目が少し変わる予定

であるため、これらの変更点について、改正の概要とともにご案内します。

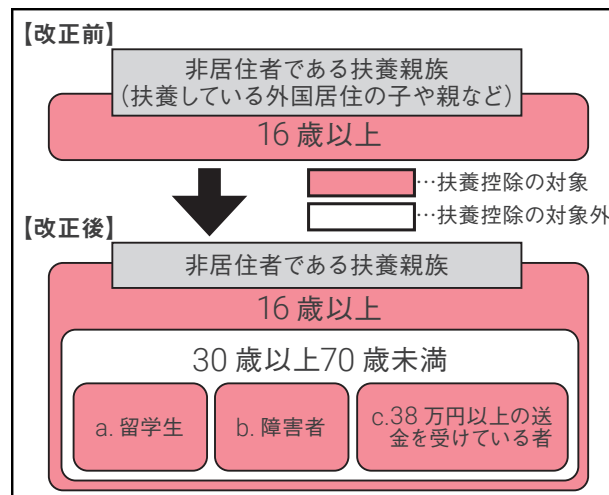
国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和2年度税制改正により、日本国外に住む子や親などを扶養している場合の扶養控除の適用について、対象となる扶養親族の範囲から一定の者が除外されました。

除外対象者：年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないもの

- 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- 障害者
- 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

○ 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件



出典：国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf> 一部編集

これによりa.とc.に該当する場合は、次の確認業務が発生します。

○ 確認するための書類と確認時期

	a.留学生	c.38万円以上の送金を受けている者
必要書類	留学ビザなど外国の在留を証する書類の写し	38万円以上の送金関係書類
確認時期	マル扶受領時	年末調整を行う時

(注) マル扶を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認は、b. 障害者を含めてこれまでどおり必要です。ただし、上記 c. の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

令和5年分のマル扶は、たとえば控除対象扶養親族(16歳以上)欄にある非居住者である親族欄について、次のいずれかをチェックするように変更が予定されています。

- ☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- ☐ 留学
- ☐ 障害者
- ☐ 38万円以上の支払

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

令和4年度税制改正により、マル扶にある「住民税に関する事項」欄に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を記載することとなりました。

これは、同一生計配偶者や扶養親族となる要件の“合計所得金額48万円以下”に、分離課税される退職所得金額を含むか否かの取扱いが、所得税と住民税とで異なることに起因しています。

○ 合計所得金額に分離課税される退職所得金額を含むか否か

● 所得税:含む

● 住民税:含まない

【例】配偶者の所得は給与所得金額10万円、分離課税の退職所得金額200万円（その他要件は満たす）

	配偶者の合計所得金額	配偶者控除の適用可否
所得税	210万円	適用不可(×)
住民税	10万円	適用可(○)

このように、所得税と住民税において所得控除の適用可否が分かれるケースが考えられます。この場合、別途、住民税の申告をすることで「含まない」計算により所得控除が適用できますが、この手続をしないことによる適用漏れを防止する観点から、マル扶への記載が求められることとなりました。事業者は、このマル扶に記載された内容を給与支払報告書に記載して地方団体へ提出することで、住民税を賦課する地方団体は必要な情報を確実に把握できるようになります。

記載欄の様式案は、以下のとおりです。

【(様式案) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 住民税に関する事項欄 (一部抜粋・イメージ)】

退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください)	令和5年中の 所得の見積額	障害者 区分	異動月日及び事由
						☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別	

参考: 国税庁HP「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf>

例年、年末調整時期になると、税務署から「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットが、まとめてお手元に届いていたかと思います。これが令和4年分からは、昨年との変更点などが記載されたリーフレットに代わるようです。今後パンフレットをご入用の際は、国税庁ホームページから直接ダウンロードする必要があります。その点もあわせてご確認ください。

参考: 国税庁「令和4年4月源泉所得税の改正のあらまし」ほか

産後パパ育休の申出を 1ヶ月前までとするための労使協定

2022年10月1日より改正育児・介護休業法の第二段階目が施行され、産後パパ育休の制度がスタートします。産後パパ育休は、現状の育児休業とは異なり、より取得しやすい仕組みが整えられています。ここでは産後パパ育休の申出期限について確認をしておきます。

産後パパ育休の特徴

産後パパ育休とは、原則2週間前までに申し出ること、子どもの出生後8週間以内に4週間を上限として取得できる育児休業の制度のことをいいます。

初めにまとめて申し出ることによって2回に分割取得できるほか、労使協定を締結することで、会社と従業員が合意した範囲で、産後パパ育休中に働くことができるという特徴があります。

産後パパ育休の申出期限

産後パパ育休の申出期限は原則「2週間前まで」ですが、次の2点を労使協定で定めることにより、現在の育児休業と同様に「1ヶ月前まで」とすることができます。

- 雇用環境の整備等の措置の内容（法律上の義務である雇用環境整備措置を上回る措置）
- 産後パパ育休の申出期限（2週間を超え、1ヶ月以内に限る）

この2点のうち「雇用環境の整備等の措置」は、次の①～③のすべてとなります。自社の状況を踏まえた具体的な措置の内容を定める必要があります。

- ① 以下のうち、2つ以上の措置を講じること
 - ・ 育休等※に関する研修の実施
 - ・ 育休等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
 - ・ 自社の労働者の育休等の取得事例の収集・提供
 - ・ 自社の労働者へ育休等の制度と育児休業の取得促進に関する方針の周知
 - ・ 育児休業の申出をした労働者の育休等の取得が円滑に行われるようにするための業務の配置または人員の配置に係る必要な措置
- ② 育休等の取得に関する定量的な目標を設定し、育休等の取得促進に関する方針を周知すること
- ③ 育休等の申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組を行うこと

※ 育休等とは、育児休業および産後パパ育休を指す。

①は1つ以上の措置を講じることがすでに義務となっています。また③についても現行法では、意向確認のための働きかけを行うことが義務とされています。産後パパ育休の申請期限を原則の2週間より早める場合は、上記のようにこれらを上回る環境を整えることが要件とされています。

産後パパ育休の取得に伴い、業務の引継ぎ等が必要な場合には、2週間前の申出では引継ぎ期間が不足することも予想されます。労使協定の締結を検討するとともに、そもそも急な取得の申出にならないように、従業員の育児休業等に係る意向を事前に確認しておくことなどが重要です。

事業継続計画の策定状況と重視するリスク

自然災害はもちろん、新型コロナウイルスの感染拡大や企業物価の高騰など、事業を継続する上でのリスクが増大しています。そのため、事業継続計画（Business Continuity Plan 以下、BCP）の重要性が高まっています。ここでは今年3月に発表された調査結果*から、企業のBCP策定状況などをみていきます。

策定割合は概ね上昇傾向

上記調査結果から、業種別のBCP策定状況をまとめると、下表のとおりです。2009年度時点では、最も高い金融・保険業でも34.1%でした。その後、2011年度には、BCP策定割合がすべての業種で上昇しました。特に金融・保険業は41.5ポイント、建設業は36.2ポイントの上昇です。

2021年度の策定状況では、金融・保険業、情報通信業、建設業、製造業が50%を超えました。一方で宿泊業、飲食サービス業は15.6%と2割に届かない状況です。

なお、企業規模が大きいほど、BCP策定割合は高くなる傾向にあります。

地震、感染症、火災を重視

次に、企業が重視しているリスク項目をみると、全体では地震が93.5%、感染症（新型インフルエンザ、新型コロナ等）が81.2%、火災・爆発が54.9%、洪水（津波以外）が44.7%、通信（インターネット・電話）の途絶が44.4%、津波が39.0%、インフラ（水道、ガス等）の途絶が29.0%などとなっています。

内閣府や中小企業庁などでは、BCP策定に役立つ情報を発信しています。まだ策定していない企業は、こうした情報なども参考にしながら、自社のリスクを明確にしてBCPを策定してはいかがでしょうか。

業種別のBCP策定状況の推移（%）

	2009年度	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
金融・保険業	34.1	75.6	70.2	86.9	66.0	69.2	81.6
情報通信業	22.9	48.6	34.4	59.1	55.9	57.6	55.6
建設業	7.9	44.1	31.2	50.0	42.3	55.1	52.8
製造業	15.0	28.9	30.5	48.1	45.0	45.1	52.0
運輸業・郵便業	22.4	27.1	26.2	40.0	50.1	39.4	49.0
サービス業	13.1	25.3	25.0	35.1	37.1	47.1	42.3
卸売業	13.9	24.3	27.9	46.6	36.6	42.3	41.4
不動産業、物品賃貸業	9.3	21.2	13.9	33.0	25.9	33.0	40.7
小売業	7.5	13.3	13.2	27.9	17.6	28.7	30.5
宿泊業、飲食サービス業	0.0	14.3	11.6	9.4	15.0	11.4	15.6

内閣府「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

※内閣府「令和3年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

資本金1億円超の調査対象6,026社に対して2022年1～2月に行われた調査で、回収率は30.5%です。調査結果の詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/chosa_210516.pdf

中小企業庁によると、BCPは企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画をいいます。

e ラーニングの利用状況

厚生労働省の調査結果によると、自己啓発の実施方法では e ラーニングの割合が最も高くなっています。ここでは今年 5 月に発表された総務省の調査結果※などから、e ラーニングの利用状況を年代別にみていきます。

コロナ禍で高まる利用割合

上記総務省の調査結果などから、過去 1 年間に e ラーニングを利用した人の割合をまとめると、下表のとおりです。

2021 年の e ラーニングの利用割合をみると、男性全体は 18.7%、女性全体は 16.4% で、どちらも 2017 年の 2 倍以上になっています。年代別にみると、男女ともに 15 ～ 19 歳が最も高く、20 ～ 29 歳が続いています。29 歳以下の年代では、女性の利用割合が男性より高くなりました。

5 年間の推移をみると、すべての年代で概ね年を追うごとに、利用割合が高くなっています。インターネットの普及はもちろん、コロナ禍でテレワークによる研修受講やオンライン授業など、e ラーニングの機会が増えたことが、こうした結果につながったものと思われます。

今後も高まる可能性が

冒頭で触れたように、厚生労働省が 6 月に発表した調査結果では、自己啓発に取り組む従業員の実施方法として、e ラーニングの割合が最も高くなっています。また昨今、社会人の学び直しが注目・推進されていることから、今後もさまざまな年代で、e ラーニングの利用割合は高まることが予想されます。

国も学び直しを推進

社会人が仕事で必要となる能力を学び直す、いわゆるリカレント教育について、厚生労働省ではさまざまな情報発信（リカレント教育 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18817.html）を行っています。

関心のある方は、自社での従業員の学び直しに活用してはいかがでしょうか。

e ラーニングの利用割合の推移 (%)

	男性					女性				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全体	9.2	9.9	11.7	15.0	18.7	7.2	7.1	8.7	12.8	16.4
15～19歳	15.4	20.5	29.3	42.5	49.5	20.1	27.0	29.2	48.4	54.5
20～29歳	13.9	15.5	18.8	25.2	24.8	10.9	12.2	15.8	21.2	26.2
30～39歳	10.3	9.7	12.5	16.0	17.9	8.9	7.4	11.2	11.1	14.4
40～49歳	11.0	10.1	14.0	10.9	17.8	6.3	6.1	8.0	8.6	10.6
50～59歳	8.8	10.6	10.8	12.8	15.8	5.8	4.3	5.6	7.0	10.8
60～69歳	4.7	5.3	5.5	5.8	8.3	1.8	1.5	2.7	3.0	3.9

総務省「通信利用動向調査（世帯編）」より作成

※総務省「令和 3 年通信利用動向調査（世帯編）」

一定の条件で抽出した全国の約 4 万世帯とその 6 歳以上の構成員を対象とした調査で、有効回収率は 44.0% です。過去分も含めた詳細データは次の URL のページから確認いただけます。 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05b1.html>

今年は月の後半に祝日が2日ありますので、取引先の休業状況も確認しておきましょう。また今月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りや漏れがないように注意しましょう。

01 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）



7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

02 地域別最低賃金の改定額の公示



10月1日以降に発効される2022年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県により、改定額と発効年月日が異なります。自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べておくようにしましょう。

03 障害者雇用支援月間



9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%となっていますが、法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

04 防災や安全対策の見直し



【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- ☐ 大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場など、適宜点検・修理依頼をしましょう。

- ☐ 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

- ・非常時用の医薬品などの準備や使用期限等の確認
- ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れなどのトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	木	先勝	●障害者雇用支援月間（～30日まで）
2	金	友引	
3	土	先負	
4	日	仏滅	
5	月	大安	
6	火	赤口	
7	水	先勝	
8	木	友引	白露
9	金	先負	
10	土	仏滅	
11	日	大安	
12	月	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（8月分）
13	火	先勝	
14	水	友引	
15	木	先負	
16	金	仏滅	※新卒高校生の採用選考・内定開始
17	土	大安	
18	日	赤口	
19	月	先勝	敬老の日
20	火	友引	
21	水	先負	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	木	仏滅	
23	金	大安	秋分 秋分の日
24	土	赤口	
25	日	先勝	
26	月	先負	
27	火	仏滅	
28	水	大安	
29	木	赤口	
30	金	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）